

甲府市上下水道局告示第35号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年7月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

1 業務名称

平瀬浄水場運転管理等業務委託

2 業務内容

- (1) 平瀬浄水場、昭和浄水場及び配水池等（以下「浄水場等」という。）の運転操作及び監視業務
- (2) 浄水場等の水質管理業務
- (3) 浄水場等の保守点検業務
- (4) 浄水場等の維持管理業務
- (5) 薬品等の調達及び管理業務
- (6) 緊急時（災害・停電・水質異常等）の対応
- (7) その他の附帯業務等

3 履行場所

甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場外

4 履行期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

5 参加形態

参加しようとする事業者の形態は、単体事業者又は共同企業体とする。共同企業体の場合は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体構成員の数は、2者とする。

- (2) 共同企業体の代表者の出資比率は過半とし、構成員の出資比率の最小限度は30%とする。
- (3) 共同企業体は、各構成員が対等の立場で一体となって委託業務を履行するものとする。
- (4) 共同企業体の構成員は、単体事業者としての参加と共同企業体の構成員としての参加を兼ねることはできない。また、他の共同企業体の構成員として参加することもできない。

## 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体の場合、代表者は次の各号のうち、第1号から第7号まで他の構成員は第1号から第6号までを満たす者とする。

- (1) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本件にかかる公告日から優先交渉権者決定までの間に、「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 日本国内において水源を地表水とする施設能力100,000 m<sup>3</sup>/日以上の上の急速ろ過方式による浄水処理施設（水道事業又は水道用水供給事業に係るも

の。)の運転管理業務を、元請として2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

なお、共同企業体による実績の場合は、代表構成員である時のものに限る。

(8) 次に掲げるいずれかの有資格者を配置できる者であること。

- ① 水道技術管理者の資格を有する者
- ② 水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有する者

## 7 手続等

配布資料、提出期限及び提出場所等については、甲府市上下水道局のホームページ掲載の「平瀬浄水場運転管理等業務委託公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。

ホームページアドレス：<https://www.water.kofu.yamanashi.jp>

## 8 事務局

甲府市上下水道局工務部水道管理室浄水課

〒400-0083 甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場

電話 055-251-8111（直通）

FAX 055-251-8127

電子メール：[jougejosuik@city.kofu.lg.jp](mailto:jougejosuik@city.kofu.lg.jp)